

# 「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」について

## 1 趣旨

- 「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」（以下「準則」という。）は、電子商取引や情報財取引等に関する様々な法的問題点について、民法をはじめとする関係する法律がどのように適用されるのかを明らかにすることにより、取引当事者の予見可能性を高め、取引の円滑化に資することを目的として、平成14年3月に策定されたものです（策定時の名称は「電子商取引等に関する準則」）。
- 学識経験者、総務省・法務省・消費者庁・文化庁などの関係省庁、消費者、経済界などの協力を得て、経済産業省が現行法の解釈について一つの考え方を提示することにより、電子商取引や情報財取引等を巡る法解釈の指針として機能することを期待しています。
- 近時は、例えば、ビジネス面では、新たな事業を開始するにあたってこの準則が参照され、新たな疑問点についての質問が経済産業省に寄せられるなどしており、また、消費者相談の現場では、この準則を研修や日々の相談業務で活用しているほか、相談者の側からも準則の記載内容を踏まえた相談が持ち込まれることがあるなど、準則は着実に一般に浸透しつつある状況といえます。
- この準則は、電子商取引や情報財取引等を巡る取引の実務、それに関する技術の動向、国際的なルール整備の状況に応じて、今後も柔軟に改訂していく予定です。

## 2 策定・改訂経緯

◆平成14年 3月	「電子商取引等に関する準則」策定
◆平成14年 7月	景品表示法に関する通達に関する記述の追加等2項目
◆平成15年 6月	インターネット・オークションに関する論点の追加等18項目
◆平成16年 6月	仲裁合意条項の有効性に関する論点の追加等14項目
◆平成18年 2月	民事訴訟法の改正に伴う論点の修正等6項目
◆平成19年 3月	「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」策定（名称変更） 越境取引に関する論点の追加等15項目
◆平成20年 8月	SaaS向けSLAに関する論点の追加等7項目
◆平成22年10月	越境取引に関する論点の修正等23項目
◆平成23年 6月	ウェブサイトの利用規約の有効性に関する論点の修正等23項目
◆平成24年11月	共同購入クーポンをめぐる法律問題に関する論点の追加等21項目
◆平成25年 9月	新たな裁判例の追加及び著作権法改正に伴う論点の修正等7項目
◆平成26年 8月	デジタルコンテンツに関する論点の追加等8項目
◆平成27年 4月	新たな裁判例の追加及び著作権法改正に伴う論点の修正等3項目 論点の削除5項目、編集方針の策定
◆平成28年 6月	データ消失時の顧客に対する法的責任の論点1項目追加等
◆平成28年12月	第8回IT利活用ビジネスに関するルール整備WG
◆平成29年 2月	第9回IT利活用ビジネスに関するルール整備WG
◆平成29年 4月	パブリックコメント募集
◆平成29年 6月	「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」改訂

## 今般改訂の主な内容

### ○シェアリングエコノミーと兼業・副業に関する就業規則（新規項目）

シェアリングエコノミーサービスにおいては、サービスの提供者は個人であることが一般的であり、労働者として会社に勤務していることも多いと思われる。他方で、就業規則で労働者の兼業・副業を禁止することが広く行われており、サービス提供者がシェアリングエコノミーサービスを通じて収入を得ることと当該禁止規定との関係が問題になりうる。

本項目では、就業規則においてそのような禁止規定が設けられている趣旨を尊重することが重要であるとの基本的考え方を念頭に置きつつ、当該兼業禁止規定の効力がどのような範囲にまで及ぶのかを検討している。

### ○アプリマーケット運営事業者の責任（新規項目）

スマートフォンやタブレット端末の普及に伴い、いわゆるアプリマーケットからアプリケーションをダウンロードして利用する形態が一般化している。それに伴い、アプリマーケット運営事業者とアプリマーケット利用者（あるいはアプリマーケット提供者）間でのトラブル増が想定されるところ、本項目ではアプリマーケット運営事業者に対して生じうる責任について整理している。

また、アプリマーケット運営事業者の責任に触れるにあたって、経済産業省が公表している報告書を参考として紹介している。（経済産業省『第四次産業革命に向けた横断的制度改革研究会報告書』（平成28年9月15日））

### ○自動継続条項と消費者契約法第10条等（新規項目）

前回改訂時に実施したパブリックコメント手続きにおいて、定期購入契約に関するトラブルが増加しているとの意見が多数あり、検討が必要とされていた。

他方、平成28年消費者契約法改正により、「消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項」が同法10条前段要件を満たす条項の具体例として追記された。

そのような背景を踏まえ、本項目では、自動継続条項を含む具体的なモデル事例を題材とし、主として消費者契約法第10条の適用の可否について検討している。

### ○オンライン懸賞企画の取扱い

本項目は従前、「インターネット上で行われる懸賞企画の取扱い」として、平成13年に公正取引委員会が策定したガイドラインの内容紹介を中心として構成されていたが、近年SNSやスマートフォン等のアプリ上で新しい態様の懸賞企画が登場しており、応募の条件によっては景品表示法上の規制対象となるため、どのような場合に景品表示法上の規制が及ぶかを整理するとともに、項目の表題を「オンライン懸賞企画の取扱い」に変更した。

### ○使用機能、使用期間等が制限されたソフトウェア（体験版ソフトウェア、期間制限ソフトウェア等）の制限の解除方法を提供した場合の責任

ビジネスソフトにおけるプログラムの制限版における制限方法が技術的制限手段に該当する

とした裁判例を踏まえ、記載を一部改訂した。